

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 後期高齢者健康診査を実施します

4月から後期高齢者健康診査を実施します。集団健診の会場でも受けることができます。すでに病院に受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立てることができますので、健康診査を受けることをお勧めしています。

### 健康診査を受けるとこんな良いことがあります

- 病気を悪化させない生活の工夫について知ることができます。
- 自分の健康を自分で確かめることができます。
- 今の健康生活を続けていく励みになります。
- 生活習慣病を軽症のうちに見つけることができます。
- 病気が悪化していないか確かめることができます。



■対象者 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方など）

| 受診場所           | 実施医療機関 ※1                                                                                               | 集団健診会場                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 実施期間           | 4月22日(水)から翌年2月26日(金)まで                                                                                  | 30ページ「各種健康診査等のお知らせ」健診機関別日程表をご確認ください。 |
| 受診方法           | 健診希望日の1週間前までに医療機関へ連絡して、受診日を予約してください。                                                                    | 健診希望日の2週間前までに下記担当へお申し込みください。         |
| 健診料<br>(自己負担額) | 900円                                                                                                    | おおむね500円から600円を予定 ※2                 |
| 持参するもの         | 被保険者証、健診料金、受診券、質問票<br>・4月上旬に受診券と「実施医療機関」用の質問票を郵送します。<br>・「集団健診会場」を希望する方は、質問票の種類が異なりますので、お申し込み後に別途郵送します。 |                                      |
| 健診内容           | 問診、身体計測、血圧測定、血液検査（血糖、肝機能、血中脂質）、尿検査（腎機能）、血清クレアチニン                                                        |                                      |

※1 実施医療機関は、町立別海病院、西春別駅前診療所、尾岱沼診療所です。

※2 健診料は予定金額です。正確な料金は予約時にお問い合わせください。

## 健康なあなたも、治療中のあなたも、年に1回は健診を受けましょう

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）

### し尿のくみ取りのお知らせ

5月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

#### ■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

### 野犬掃とうのお知らせと犬の適正飼育のお願い

本町では、狂犬病予防および町民や家畜への被害防止のため「狂犬病予防法」および「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、野犬掃とうを行っています。

つながっていない犬を捕獲した際に、飼い主を特定できないときや、人または家畜等への危険防止のため緊急を要するときには、野犬とみなし、処分する場合があります。

万が一、犬が逃げ出した場合、鑑札を確認し保護する事ができますので、飼い犬は町に登録し、鑑札を首輪に付ける等、適正な飼育をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212）